憲法公布70年

秋の憲法集会

今年は一九四六年十一月三日に日本国憲法が公布されて七十年に当たります。「秋の憲法集会」が十一月三日、東京都内で開かれ、約四百人の参加者が会場を埋めました。主催は「解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会」

集会は、街中芝居「どうなるの？日本国憲法」で始まりました。

主催者あいさつに立った高田健さん（許すな！憲法改悪・市民連絡会）は、安倍首相の目標は憲法を変えること、海外で戦争する時代が迫っている。安倍政権を倒す運動をすすめたい。そのためにはもう一度、野党連合と市民の共同を作り、安倍政権を追い詰める必要があると強調。「このことでしか南スーダンでの自衛隊員の『殺し、殺される』危機を回避する方法はないと思っている」とのべました。

ついで九月十日に完成したばかりの記録映画「高江―森が泣いている」（藤本幸久・影山あさ子監督作品）の緊急上映で緊迫する沖縄・東村高江の現況を訴えました。

憲法擁護の野党各党からのメッセージの紹介につづいて、栗田禎子さん（千葉大学教授・歴史学）「混迷する南スーダン情勢と自衛隊の派兵」、石川健治さん（東京大学教授・憲法学）「立憲主義の破壊と『戦後』の終わり」と題する二つの講演がありました。

今号では喫緊の課題である「南スーダン情勢」についてのお話を次に紹介します。

あいさつする高田健さん

南スーダン情勢と自衛隊の派兵

講演要旨　栗田禎子さん

栗田禎子さん

南スーダンは二〇一一年、スーダンから分離独立した国ですが、現在、内戦状態に陥っています。二〇一三年十二月、大統領派と副大統領派の最初の大規模な戦闘があり、二〇一五年八月、いったん和平合意が成りますが、今年七月に内戦が再燃、和平合意は崩壊、今に至ります。

かつてイギリス植民地であったスーダンが独立したのは一九五六年。植民地時代のゆがんだ経済構造、社会構造を背景に権力闘争が起き、それがスーダンでは人種的、宗教的問題も絡んで展開しました。独立を果たした南スーダンも、かつてのスーダンと同様の権力と富をめぐる闘争で、今は全土を二つに分けるような内戦状態です。自衛隊派兵の前提となるPKO（国連平和維持活動）参加五原則はすでに崩壊している状況です。

南スーダンで起きている内戦は偶発的なものではなく、はっきりした権力闘争です。だから戦闘は首都ジュバで起きます。自衛隊の行っている地域が安定しているという主張は通用しません。

□□□

日本が最初にPKOで自衛隊を南スーダンに送ったのは、二〇一一年十二月（本隊は二〇一二年一月）、任務は分離独立後のスーダンと南スーダンを監視することでした。しかし今、かつて同志として共に戦った南スーダン政府の中で、血で血を洗う闘争になってしまっています。本来ならば、二〇一三年十二月、戦闘の始まった時点で、当初の南スーダン派兵の政府説明とは全く違うステージに突入していたのですから、自衛隊は撤収すべきでした。しかし日本政府は現地の状況を全く無視して、PKOの延長という形で自衛隊を現地にとどめてきました。

日本の「PKO参加」問題を考えるためには、政治的文脈で抑えることが重要です。いきなり海外派兵となれば強い抵抗があります。では国連に協力するという形ならばどうか。政府が「PKO参加」を持ち出してきた政策の「方向性」を見定めることが大事です。「PKO法」が成立したのは一九九二年、「湾岸戦争」後の海外派兵の動きの中でした。自衛隊海外派兵の突破口としてのPKO、それは憲法九条破壊の迂回路となります。

□□□

スーダン／南スーダンの危機の「国際化」現象の背後にはアメリカの戦略があります。二十世紀の末、アフガン戦争、イラク戦争などで中東を荒らしまわったアメリカをはじめ先進諸国が、次に目を付けたのがアフリカです。地図上「アフリカの角」の付け根に位置するスーダン／南スーダンは、石油やレアメタルの資源ばかりではなく、アフリカの内陸部、湖水地帯諸国への道として地政学的重要性を持つ国です。日本の「南スーダンPKO参加」「海賊対策」「ジブチ基地建設」なども、それらとの連動を狙う動きと言えます。アフリカに地歩を占めようとする国際社会の競争・対抗も熾烈です。

「駆けつけ警護」で新任務を付与された自衛隊が南スーダンへ送られようとしています。では銃弾は誰を撃ち抜くことになるのでしょうか。「敵」は、大統領派？前副大統領派？それとも南スーダンの民衆？あるいは「少年兵」でしょうか？

この「殺し、殺される」危険な状況を、日本政府はおそらく気にしていないと思います。自衛隊員の死傷や日本人NGOの危険は増大します。政府はこれを自衛隊員への「敬意」を示し「顕彰」する好機だと考えているのではないでしょうか。

□□□

真の標的は、憲法の平和主義を葬り去ることにほかなりません。国民は命を弄ばれ、アメリカや軍事産業の利益のために動員・搾取されることになるでしょう。これを許さない覚悟でたたかっていきたいと思います。

▼PKO参加五原則
①紛争当事者間で停戦合意が確立している
②受け入れ国や紛争当事者が日本の参加に同意している　③中立性の厳守　④（前三方針の）いずれか満たされない場合は撤収できる
⑤武器使用は必要最小限に限る